

(電子メール施行)
令和 7 年 (2025 年) 8 月 1 3 日

市内障害児通所支援事業者 御中
姫路市障害福祉課長

同一世帯に複数の障害児がいる世帯における利用者負担上限額管理事務について

平素は、本市障害福祉行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
障害児通所支援等のサービスを利用する児童が同一世帯に複数いる場合の利用者負担上限額管理事務等について、下記のとおりお知らせします。

記

1 要旨

同一世帯に複数の障害児通所支援を利用する障害児がいる場合、上限額管理事業所が、世帯全体の利用者負担額が利用者負担上限月額を超えないように管理を行う。

2 上限額管理の手続き概要

(1) 上限額管理事業所の選定及び留意事項

ア 上限額管理事業所（予定）は、同一世帯で複数児童の確認及び複数児童の障害児通所支援サービスの利用有無を確認してください。

イ 複数障害児の上限額管理事業所選定の事例

(ア) 共通する事業所を利用している場合

児童	利用事業所	上限額管理ができる事業所
兄	A 事業所、B 事業所	A、B、C 事業所
弟	B 事業所、C 事業所	

(イ) 共通する事業所を利用していない場合

児童	利用事業所	上限額管理ができる事業所
兄	A、B 事業所	A、B、C、D 事業所
弟	C、D 事業所	

※上限額管理事業所の選定は、兄弟姉妹で複数事業所を利用している場合は、契約日数、保護者の希望等により決定してください。

※兄弟姉妹の間で、同じ事業所がない場合であっても、上限管理事業所を選定することができます。（上記（イ）のとおり）

※利用契約や利用実績のない事業所を上限額管理事業所として選定することはで

きません。

(2) 利用者負担上限月額管理事務届出書（複数児童用）

上限額管理事業所は、「利用者負担上限月額管理事務届出書（複数児童用）」と兄弟姉妹の受給者を添えて、受給者証原本とともに障害福祉課請求担当に提出してください。

(3) 上限額管理加算

ア 上限額管理加算の請求は、世帯で1名分のみになります。

イ 上限額管理事業所は、上限額管理加算のみを請求することはできません。

3 利用者負担上限額管理事務届出書（複数児童用）・利用者負担額管理結果票等（複数児童用）の様式

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000001629.html#index-2-45>

4 実施年月

令和7年9月請求分から

5 問合せ先

姫路市役所 障害福祉課 請求担当

Tel : 079-221-2454

Mail : seikyu@city.himeji.lg.jp